

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1. 計画の推進にあたって

計画の推進にあたっては、行政職員や幼稚園・保育園等の事業運営者による推進に加え、地域住民や民間企業など様々な主体と連携した上での計画の推進が必要となります。そのため、子ども・子育て支援に関する情報発信や情報提供を積極的に行い、社会全体、地域ぐるみで子ども・子育て支援が推進されるよう、子ども、子育て支援の環境向上やそうした環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

また、子ども・子育て支援は、保健師や相談員などの様々な専門職により支援が行われています。本市で行われる子ども・子育て支援が質の高いものとなるよう、職員の資質や専門性の向上に資する取組みも併せて実施し、人材の育成に努めつつ、計画の推進を図ります。

### 2. 推進体制

計画の推進体制は、計画策定に携わる行政関係部課を中心に庁内関係各課と連携して取り組みます。

また、幼稚園や保育園等の教育・保育施設の運営事業者の方や地域において子ども・子育て支援に携わっている関係者、関係機関と十分な連携を図りながら、計画の着実な実施や推進を図ります。

更には、市民が委員として参加する会議等で必要に応じて意見聴取を行うとともに、関係者の協力を得ながら推進していきます。

### 3. 計画の達成状況の点検及び評価

計画の進捗状況等については、施策の実施状況や実施にかかる費用の使途や実績等を年度ごとに点検、評価します。その際、子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援に関わる関係者の意見も参考にしながら評価を実施することとし、子ども・子育て会議の審査を経て、点検及び評価の結果はホームページ等で公表します。

### 4. 計画の見直し

今回策定する計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として策定していますが、計画に定める量の見込みや確保の方策の計画値を変更する必要がある場合や、新たな施策を反映させる必要が生じた場合などには、社会情勢や利用者の動向などを見ながら、計画期間内に計画の一部見直しを行います。

